

(経理)

第6条 前条により納付された研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(第三者への委託の制限)

第7条 甲及び乙は、別表第1に掲げる自己の分担業務を遂行するものとする。

2 甲及び乙は、相手方の同意を得ることなく、自己の分担業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第8条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責に負わないものとする。

(研究経費の返還)

第9条 前条の規定により、本共同研究を中止し、又は延期する場合において、第5条により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費が不足した場合の処置)

第10条 甲は、納付された研究経費に不足を生じた場合には、直ちに理由等を付して乙に通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費の負担をするかどうかを決定するものとする。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第11条 研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(設備等の提供)

第12条 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第2に掲げる乙の所有に係る設備等を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備等を善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

2 前項に規定する設備等の搬入及び据え付けに要する経費は、乙の負担とする。

(情報の開示)

第13条 甲及び乙は、本共同研究に関して有する情報・知識等を本共同研究の遂行に必要な範囲において相手方に開示または提供するものとする。ただし、第三者との契約により守秘義務を負っているものについてはこの限りではない。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、本共同研究において知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、事前に相手方に同意を得たものについては、この限りではない。

(研究成果の報告)

第15条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を取りまとめるものとする。

(研究成果の公表)

第16条 甲は、大学の社会的使命を踏まえ、本共同研究完了の翌日から起算して○か月以内に、本研究によって得られた研究成果を甲乙協議の上、公表するものとする。ただし、公表の時期については、乙の同意を得た上で延期することができるものとする。

(知的所有権等の帰属)

第17条 本共同研究の結果生じた知的所有権等の権利は、甲乙協議の上定めるものとする。

(契約の解除)

第18条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後○日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

- 一 本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき。
- 二 本契約に違反したとき。

(損害賠償)

第19条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲又は乙が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第20条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

○○○○年○月○日

東京都文京区目白台2丁目8番1号
甲 学校法人 日本女子大学
理事長 ○○ ○○ 印

乙
印

別表第1（第1条、第3条、第4条、第7条関係）

区分	研究担当者名	所属部署・職名	本研究における分担業務	甲への派遣期間
甲	○○○○ ○○○○	○○学部・教授 ○○学部・助教	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○	— —
乙	※ ○○○○ ○○○○	○○○○・○○ ○○○○・○○	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○	○.○.○○~○.○.○○ —

「※」は民間等の共同研究員を示す。

別表第2（第12条関係）

設備等の設置場所	設 備 等		
	名 称	規 格	数 量
日本女子大学○○○棟○○○室	○○○○○○○○ ○○○	○○○○○○○○ ○○○	一式 一式